

## 南種子町地域活性化起業人制度推進要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、南種子町（以下「町」という。）において、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、当該社員がその知見を活かすことにより、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる取組を推進し、もって地方創生の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 前条に規定する目的を達成するための取組を推進する三大都市圏に所在する民間企業等の社員をいう。
- (3) 派遣元企業 前号の社員を町に派遣する民間企業等をいう。

## (職務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる職務に当たるものとする。

- (1) 地域の魅力や価値の向上に関する取組への従事等
- (2) 地域経済の活性化に関する取組への従事等
- (3) 安心・安全につながる取組への従事等
- (4) その他目的達成に資する取組への従事等

## (身分)

第4条 地域活性化起業人の身分は、派遣元企業の身分を有するものとし、研修員として町長が任命する。

## (受入期間)

第5条 地域活性化起業人の受入期間（以下「受入期間」という。）は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに延長することとする。

(給与及び経費負担等)

第6条 地域活性化起業人の給与及び経費負担は、派遣元企業が支払うものとする。

2 地域活性化起業人は、受入期間中も派遣元企業の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

(協定)

第7条 町長と派遣元企業の代表者は、地域活性化起業人の受入条件及びこれに係る費用負担その他について協議し、合意した事項について協定書を作成するものとする。

(解任)

第8条 町長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出た場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) その他地域活性化起業人としてふさわしくない非行があった場合

(守秘義務)

第9条 地域活性化起業人は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長と派遣元企業の代表者が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。